

第一種再生医療等提供計画で先進医療を用いる場合の審査の流れ(案)

第一種再生医療等提供計画の審査の流れ(案)

厚生労働大臣へ届出

提供制限

※再生医療等安全性確保法上は90日間だが必要に応じて延長通知で延長を行う。

適合性確認の通知
jRCT公表
(=先進告示適用日)

特定認定再生
医療等委員会

再生医療等
評価部会①

先進医療技
術審査部会

先進医療
会議

再生医療等
評価部会②

提供可能

※仮に再生医療等の提供に
関わる指摘があった場合。

【参考】第二種・第三種再生医療等提供計画の審査の流れ

特定認定or認定再
生医療等委員会①

先進医療技
術審査部会

先進医療
会議

特定認定or認定再
生医療等委員会②

提供可能

厚生労働大臣へ届出
jRCT公表
(=先進告示適用日)